

(別紙 1)

(一社) 日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者制度の概要

【目的】

公衆衛生に関する基本的理解を有し、関係者と緊密に連携しながら、地域口腔保健活動を効果的に実践できる者を認定することにより、地域の実情に即した口腔保健活動を促進し、その推進基盤の拡充を図ることを目的とする。

【認定の対象者】

地域口腔保健活動に関わる、

- ・行政勤務者（歯科専門職以外を含む）
- ・歯科医師会・歯科衛生士会などの地域保健担当役員・委員、学校歯科医など
- ・企業、健保組合、教育機関や福祉・介護施設などの口腔保健活動担当者

【認定の要件】

- 1) 免許資格要件：なし
- 2) 会員要件：継続して1年以上（学生会員・賛助会員を除く）
- 3) 経験要件：課題把握～実施～事後評価に至る地域口腔保健活動の経験事例1例以上
- 4) 学会参加経験：総会または研究会（旧：地方会）の参加1回以上（過去5年間）
- 5) 研修経験：部会が認定する研修受講10単位（※）以上（過去5年間）

※「地域口腔保健実践者研修」を2回（1回5単位）受講するか、1回受講（5単位）して提示される課題レポートを提出（5単位）することで要件を満たします。

【認定審査の方法】

提出された申請書の書類審査を経て、地域口腔保健活動経験事例報告書（上記認定要件3））に対する認定部会委員からの試問にメール等で回答することにより評価

【認定の更新】

5年毎

更新の要件：5年間に下記のいずれか1つ以上を満たすこと

- 1) 総会または研究会（旧：地方会）の参加1回以上
- 2) 部会が認定する研修受講10単位以上

(別紙2)

第1回 日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者研修会開催要領

～学会認定地域口腔保健実践者制度発足記念 Kick off イベント～

オンライン ライブ配信 & 見逃し配信

いま学んでおけばまだ間に合う！

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

来年(2022年)4月から本学会の新しい認定制度である「一般社団法人日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者制度」が施行されます。この制度では、要件を満たせば、職種を問わず地域口腔保健実践者として認定を受けることができます。制度の発足に先立ち、認定要件となっている単位取得の対象となる「第1回認定地域口腔保健実践者研修会」をオンライン形式にて開催します。本研修会を修了することにより5単位取得することができます。

受講者は本学会会員を優先しますが、未入会の方であっても、受講が可能であり、未入会の状態で取得した単位は、入会后、認定審査を受ける際に有効となります。

なお、研修会当日のライブ配信のほかに後日見逃し配信を予定しています。研修会当日に受講できなかった場合は見逃し配信をご利用ください(※オンデマンド配信はなし)。

また、今年度(2021年度)内に別のテーマ、講師による第2回の研修会(2022年2月めど)を計画しています。

主催:一般社団法人 日本口腔衛生学会

運営:認定制度運営委員会地域口腔保健実践者認定部会

1. 日時 2021(令和3)年11月20日(土) 18:30～20:30

見逃し配信 :2021(令和3)年11月30日(火)19:00～21:00

2021(令和3)年12月5日(日) 9:30～11:30

※見逃し配信では質疑応答はありません。

2. 会場 Web(オンライン)開催:Zoom 配信 ※定員 80名

3. 内容(詳細は添付抄録参照)

(1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施と地域の歯科専門職の役割

講師:広島市健康福祉局保健部医務監 宮城 昌治

(2)通いの場で歯科衛生士は地域高齢者にどう関わるか?

講師:一般社団法人 広島県歯科衛生士会 会長 三好 早苗

(日本歯科衛生士会 地域歯科保健認定歯科衛生士)

4. 申込方法

以下に示す項目をメール本文にご記入いただくとともに、件名には「実践者研修会申込み」と記入のうえ日本口腔衛生学会事務局宛てお申し込みください。

メール受信後3日以内に、本学会事務局より申込み受領の確認と受講料の払込方法(振込先)を案内する返信メールを返信いたします。返信がない場合には、ご一報下さい。

なお、携帯電話アドレスを使用する方は、gakkai37@kokuhoken.or.jp からのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を行ったうえでお申し込みください。

【メール件名】

実践者研修会申込み

【メール本文への必要記載項目】

- ①氏名 ②所属 ③職種 ④住所 ⑤電話番号<研修会受講時に連絡がとれる番号>
⑥E-mail アドレス ⑦会員番号(本学会会員のみ)

【申込先メールアドレス】

gakkai37@kokuhoken.or.jp

【申込締切】

2021年11月11日(木)

5. 受講料 会員 2,000 円 非会員 3,000 円

上記 4 のお申込みメール受領後に事務局から送信する返信メールに、払込方法(振込先)を記載しますので、2021年11月15日(月)までにお振込みください。

6. 定員:80名(先着順) ※定員に到達次第、締め切りとさせていただきます。

7. 注意事項

- ・研修を受講できるインターネット環境およびパソコン、スマホ、タブレット等の動作検証についてはご自身でご準備をお願いします。
- ・受講に伴う通信費用は各自でご負担ください。
- ・講演の録画、録音、撮影(スクリーンショット含む)、および資料の 2 次利用、詳細内容の SNS への投稿はご遠慮ください。
- ・お申込みと受講料の納入が完了した方には、研修会開催 3 日前(11 月 17 日)までに研修受講用の入室 URL をメール送信いたします。
- ・事前申込制のため、定員に達しなかった場合でも当日参加申込はできません。
- ・修了証は、参加申込みの際に登録いただいた住所へ後日学会事務局から郵送します。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本口腔衛生学会事務局

E-mail: gakkai37@kokuhoken.or.jp

電話:03-3947-8761

【抄録】

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施と地域の歯科専門職の役割

講師：広島市健康福祉局保健部医務監 宮城 昌治

一体的実施は、地域において医療、介護、予防などのサービスを一体的に提供する地域包括ケアの一部であり、地域の医療専門職には積極的に地域に出向き、役割を担うことが求められている。歯科専門職が地域に出向く際には、口腔に関する専門性を発揮しつつ、他職種との連携が不可欠となる。

広島市では、国保データベースシステム等の情報を踏まえ、糖尿病をテーマとして「服薬」「口腔」「栄養」に関する一体的実施の取組を新たに開始し、「口腔」については、広島県歯科衛生士会に委託して「アウトリーチ型オーラルフレイル予防事業」を実施している。

一体的実施の特徴の一つは、地域住民主体の介護予防の場（主に「通いの場」）に医療専門職が関与し、生活習慣病予防の視点も加えることであり、本事業は歯科衛生士が「通いの場」において高齢者の健康相談に応じるとともに、フレイル状態にある高齢者を把握し、居宅訪問等による助言・指導を行うものである。

本研修では、広島市における一体的実施の現状と課題を報告するので、地域の歯科医師（会）や歯科衛生士（会）など受講者それぞれの立場で一体的実施に関する事業にどのように関わるとよいか、考える機会になれば幸いである。

2. 通いの場で歯科衛生士は地域高齢者にどう関わるか？

講師：一般社団法人 広島県歯科衛生士会 会長 三好 早苗
(日本歯科衛生士会 地域歯科保健認定歯科衛生士)

通いの場とは、地域高齢者自らが運営主体となり、定期的に体操や趣味などの介護予防に資する活動を行う場所のことをいう。高齢者のフレイル予防には、運動・口腔機能・栄養への援助と社会参加の促進が重要であり、通いの場はその取り組みができる場所として、各地域で広がりつつある。近年、この通いの場へ保健医療専門職が積極的に関わることで、重症化の予防や生活機能の改善が期待されている。歯科専門職は、高齢者が口腔の健康の重要性を理解し、良好な保健行動と口腔機能が維持できるようサポートすることが求められている。

広島県竹原市では、2010年から運動・口腔・栄養・社会参加の要素を複合的に取り入れた通いの場が立ち上がっており、年に数回、保健医療専門職がサポート役として参入している。歯科衛生士は、口腔体操の指導や口腔機能のアセスメント、個別の歯科保健指導を実施し、フレイル・オーラルフレイルの早期発見だけでなく、必要な歯科保健・医療サービス等へのリソースへつなげる役割を担っている。

今回は、竹原市の通いの場における歯科衛生士の関わり方と保健師等の他職種との連携について実践例を報告する。また、通いの場での取組みが、高齢者の身体機能および口腔機能に与える影響を我々の研究結果も交えて紹介していきたい。